

野洲市感震ブレーカー設置推進事業補助金 概要

1 当制度について

感震ブレーカーとは、地震の揺れを感知して自動的に電気の供給を遮断し、地震発生直後の電気機器からの出火や、停電復旧時の再通電火災を防ぐ機器です。

野洲市では、感震ブレーカーを新たに購入し、自己の住宅に設置した方に対し、その費用の一部を補助しています。

2 補助金額

感震ブレーカーの購入及び設置にかかる費用（上限2万円）

◎上記対象経費の2分の1以内の額（100円未満の端数は切り捨て）

◎補助金は、1住宅につき1回限りとなります。

3 交付対象者

市内在住者で下記に該当する個人

①市税の滞納のない人

②市内の自己の住宅に感震ブレーカーを設置する人（新品に限る。）

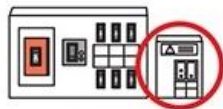
4 対象となる感震ブレーカー

下記のいずれか。 ※下記イラスト出典：経済産業省 HP より

①分電盤タイプ（一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格（JWDS0007付2）に定める構造及び機能を有するもの）※裏面参照



分電盤タイプ
(内蔵型)



分電盤タイプ
(後付型)

(図左)内蔵型：分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断するタイプです。

(図右)後付型：電盤タイプの感震ブレーカーの外付けタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能です。

②簡易タイプ（「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」における一般社団法人日本消防設備安全センターの推奨を有するもの）※裏面参照



簡易タイプ

簡易タイプ

・地震によりおもりが落下したり、振り子が作動することで、重力やバネの力でブレーカーを落とす補助器具です。

・基本的に設置工事は不要です。

(参考) 感震ブレーカー等の性能評価を行う団体及び製品に付される認証マークについて



◎分電盤タイプ
感震機能付住宅用分電盤規格
(JWDS0007 付 2)



◎簡易タイプ
日本消防設備安全センター
推奨マーク

5 補助金交付の流れ

(1) 設置工事の着工前、または製品の購入前に市に交付申請書(様式第1号)を提出してください。

(交付申請に係る添付書類)

①購入及び設置工事にかかる費用が分かる書類

例) 工事業者の見積書

ネットで購入する場合は製品の品番や価格が分かる商品ページ等

②設置箇所が確認できる書類(写真)

(2) 設置完了・代金の支払い後に市に実績報告書(様式第5号)及び交付請求書(様式第6号)を提出してください。

(実績報告に係る添付書類)

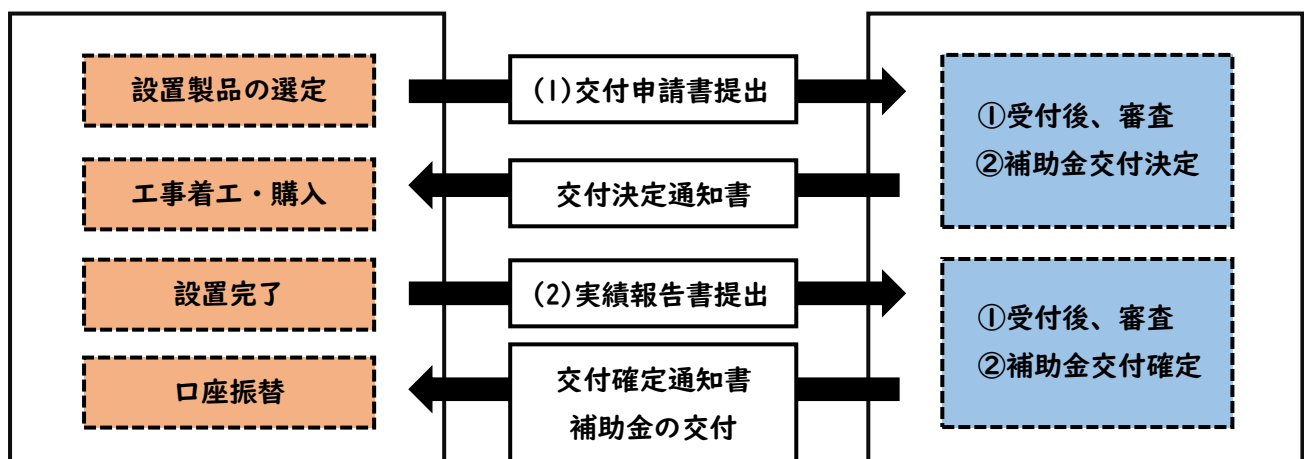
①購入及び設置工事に要した経費の領収書の写し

②設置状況が分かる書類(写真)

～申請のイメージ～

<申請者>

<市>



<申請窓口> ◆申請様式については、市ホームページに掲載のほか、窓口でもお渡してきます。

野洲市役所 市民部 危機管理課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1

TEL: 077-587-6089 FAX: 077-587-4033 E-MAIL: kikikanri@city.yasu.lg.jp